

情報倶楽部

2024年8月

No. 279

編集発行人 税理士 細見 秀樹

〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400

お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

法人税

★ 1人当たり1万円を超える接待飲食費

Q. 令和6年4月1日以後に支出する接待飲食費は、1人当たり1万円以下であれば交際費等から除外されるそうですが、1万円を超える飲食費はどのように取扱われますか？

A. 令和6年の税制改正で、交際費等の範囲から除外される飲食費の金額基準が5千円から1万円に引き上げられ、令和6年4月1日以後に支出する飲食費について適用されています。

これは、1人当たり1万円程度の少額の飲食費であれば、交際費等の判定をするまでもなく損金算入を認めてもいいのではないかとということで設けられたものですから、1万円を超える飲食費について1万円部分だけを抜き出して、損金算入するということは認められません。

1万円を超える飲食費は、その費用がどういう内容のものを判断して、それが交際費等に該当するのであれば接待交際費、福利厚生費等に該当するものであれば福利厚生費、会議費等に該当するものであれば会議費として処理することになります。

対象となる飲食費とは、交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用で、次の事項を記載した書類を保存していることが適用要件になります。

- ① 飲食等のあった年月日
- ② 飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
- ③ 飲食等に参加した者の数
- ④ 飲食費の額並びに飲食店、料理店等の名称及びその所在地
- ⑤ その他飲食費であることを明らかにするために必要な書類

なお、1人当たり1万円かどうかの判定は、個々の得意先等が飲食店等においてそれぞれの程度の飲食等を行ったかどうかにかかわらず、単純にその飲食等に要した金額を飲食等に参加した人数で除して計算した金額で行います。

また、この1人当たり1万円の接待飲食費の取扱いは、得意先や仕入先等に対する飲食費についてのみ適用があり、会社の役員もしくは従業員又はこれらの親族に対して行わ

れる接待等のために支出するものについては適用がないとされていますので、この点には注意が必要です。

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2024/pdf/J.pdf

★ 令和6年税制改正(賃上げ促進税制)

Q. 令和6年の税制改正では、賃上げ促進税制が強化されるそうですが、どのようになるのですか？

A. 賃上げ促進税制の主な改正点は、次のとおりです。

- ① 従来の大企業向けの措置について、税額控除率の上乗せ措置（賃上げ4%以上に対して5%、5%以上に対して10%、7%以上に対して15%、プラチナくるみんやプラチナえるぼしの認定を受けている場合に5%等）等の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。
- ② 従来の大企業のうち従業員数が2,000人以下の法人について、3%以上の賃上げを行ったときは、その10%の税額控除ができる中堅企業向けの措置を加える。この場合において、4%以上の賃上げを行ったときは15%、教育訓練費の増加割合が10%以上等であるときは5%、プラチナくるみんやえるぼし(3段階目)以上の認定を受けているときは5%を税額控除率に加算する。
- ③ 中小企業向けの措置について、教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置について、教育訓練費の増加割合が5%以上等である場合に適用できることとし、くるみんやえるぼし(2段階目)上の認定を受けた場合に税額控除率に5%を加算する措置を加え、5年間の繰越控除制度を設けた上、その適用期限を3年延長する。

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2024/pdf/D.pdf

消費 税

★ 消費者から中古品を仕入する場合

Q. 消費者から中古品を買い取り、販売する事業を始めようと思います。消費者からの仕入れは、仕入税額控除を受けられますでしょうか

A. 古物営業法上の許可を受けて古物営業を営む古物商が、適格請求書発行事業者以外の者から同法に規定する古物(古物商が事業として販売する棚卸資産に該当するものに限ります)を買い受けた場合には、一定の事項が記載された帳簿のみを保存することで仕入税額控除が認められることになっています。

したがって、お尋ねのような会社が消費者から中古品の仕入れを行った場合には、一定の事項を記載した帳簿を保存することで、仕入税額控除が認められます。

これを古物商等特例といいます。

ただし、令和6年度税制改正により、輸出物品販売場(いわゆる免税店)で消費税が免除

された物品(免税購入品)であることを知りながら行った課税仕入れについては、古物商等特例の適用の有無にかかわらず、仕入税額控除制度の適用を受けることができないこととなっていますので、この点に注意してください。この取扱いは、令和6年4月1日以後に行う課税仕入れから適用されます。

なお、相手方が適格請求書発行事業者である場合は、適格請求書の交付を受け、それを保存する必要があります。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/ga/106.pdf>

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/pdf/r06kaisei.pdf>

源泉所得税

★ 基準日在職者が退職した場合

Q. 6月に月次減税を行った社員が月末で退職します。再就職するそうですが、どのような取扱いになりますか？

A. 月次減税を行った基準日(令和6年6月1日)在職者が退職して、他の企業等へ再就職する場合は、次のように取り扱われます。

【退職者】

再就職先において主たる給与の支給を受ける場合は、月次減税は行われず、年末調整時に年調減税が行われることとなります。

そして、月次減税額と再就職先の年末調整時又は確定申告時に算出される最終的な定額減税額との間に過不足額が生じる場合には、これらの時に精算が行われることとなります。

【源泉徴収票】

令和6年6月1日以後に給与所得者が退職した場合は、源泉徴収の段階で定額減税の適用を受けた上、再就職先での年末調整又は確定申告で最終的な定額減税との精算を行うこととなりますので、「給与所得の源泉徴収票」の「(摘要)」欄には、定額減税額等を記載する必要はありません。

この場合、「源泉徴収税額」欄には、控除前税額から月次減税額を控除した後の実際に源泉徴収した税額の合計額を記載することとなります。

再就職先では月次減税の適用がありませんので、年末調整で定額減税を適用した年間税額と源泉徴収税額の精算をします。